

常任委員会資料

議案第100号

公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について

- | | |
|---|-------|
| 1 答申書 | 【資料1】 |
| 2 選定審査結果集計表 | 【資料2】 |
| 3 第2回自転車駐車場等指定管理者選定委員会（臨時会）の開催について | 【資料3】 |
| 4 指定申請書兼委任状（共同事業体の構成団体）及び共同事業体協定書 | 【資料4】 |
| 5 法人等の活動概要 | 【資料5】 |
| 6 宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場条例（抜粋） | 【資料6】 |

令和 3 年（2021 年）7 月 30 日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場
並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者選定委員会

委員長 吉田 長裕

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚
市立自転車等駐車場指定管理者選定委員会の候補者選定について（答申）

令和 3 年(2021 年)5 月 19 日付宝塚市諮問第 15 号で諮問のありました標記のことについて、
指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等
駐車場を管理する指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了するた
め、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける当該施設の指
定管理者として適当な候補者を選定します。

(2) 選定する施設

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等
駐車場

(3) 応募対象者の選定方法

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等
駐車場は、宝塚市立武田尾駅前駐車場条例第 16 条第 1 項、宝塚市立宝塚駅前駐車
場条例第 13 条第 1 項、宝塚市立自転車等駐車場条例第 17 条第 1 項において、市長
は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、
公募するものとするとしてされていることから、第 1 回宝塚市立武田尾駅前駐車場及び
宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者選定委員会（以
下、「選定委員会」という）において決定された選定方針に基づき応募者の申請を募
ることとしました。

(4) 応募の状況

上記の選定方針に基づき申請を募ったところ、3 社から応募の申請がありました。

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

| | | |
|------|-------|-----------------------|
| 委員長 | 吉田 長裕 | (大阪市立大学大学院 工学研究科 准教授) |
| 副委員長 | 越智 彰 | (越智総合会計代表社員) |
| 委員 | 池田 則夫 | (宝塚市商店連合会会長) |
| 委員 | 橋本 善明 | (宝塚市自治会連合会) |
| 委員 | 三木 節雄 | (市民公募委員) |

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和3年5月19日
(募集要項・業務の概要・選定基準等の決定)
- イ 申請期間 令和3年6月1日～令和3年6月21日
- ウ 第2回選定委員会 令和3年7月7日
(第3回選定委員会に向けて)
- エ 第3回選定委員会 令和3年7月30日
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 評価方法

評価項目(32項目)と配点(220点満点)を設定し、提出された申請書、および、プレゼンテーションの内容で審査し、各項目を5段階で評価しました。

選定に際しては、出席委員4名の評価点を合計して880点満点としました。528点(60%)を必要最低点数と定め、指定管理者選定基準に基づいて、候補者の選定を行いました。

3 選定結果

(1) 選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で審議を行った結果、メディア総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

採点結果は、委員4人中2名が1位の評価で、880点満点中619点(70.3%)となりました。

(2) 指定管理者候補者

大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目1番37号

メディア総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体

代表者 ミディア総合管理株式会社

代表取締役社長 石原 浩一郎

(3) 選定理由

本委員会の対象となる施設は、20ヶ所の自転車駐車場と2カ所の自動車駐車場です。

指定管理者の募集及び選定にあたっては、利用者の利便性確保や防犯安全対策、地域の高齢者の雇用を含めた管理運営を重視しました。

審査の結果、3団体とも総配点の60%を超える得点を獲得し、このうちミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体は、目的理解・取組意欲、人的配置、団体の経済的基盤、高齢者の積極雇用なども含め、11項目中6項目において首位の評価を得て、合計点においても最も高い評価となりました。

以上を踏まえ、本委員会としては、同社を指定管理者の候補者として選定することとしました。

(4) 次点者

住 所
名 称
代表者

A 事業者

4 答申に当たって

申請のあった3団体は、いずれも指定管理者としての能力は十分にあると評価された。指定管理者候補となる団体においては、機械化の提案は少なかったものの、地域の高齢者雇用の確保や早朝深夜帯の継続的な人的配置による防犯面や利便性への配慮、職員研修による接遇の向上などが高く評価された。

選定審査結果集計表

| 選定基準 | | 配点 | 着目点 | 申請団体 | | ミディ・シルバー | |
|--|---|--|------------------|--|-----------------------------|----------|-----|
| 選定基準 | 評価項目 | | | A | B | 共同事業体 | |
| 1 自転車等駐 車場及び駐 車場の設 置目的が達 成されるも のであるこ と | (1)施設設置目的 の理解・取り 組み意欲等 について | 80 | 20 | 応募動機が的確であるか | 14 | 15 | 15 |
| | | | 20 | 施設の管理・運営を行う熱意・意欲はあるか | 15 | 15 | 16 |
| | | | 20 | 施設の設置目的・役割・位置づけを理解しているか | 14 | 14 | 15 |
| | | | 20 | 基本理念が施設の管理・運営を行う上での指針となるものであるか | 15 | 14 | 16 |
| 2 利用対象者の 平等な利用を 確保できるも のであること | (2)市民の利用し やすさや平等 な利用等への 配慮について | 120 | 20 | 自転車等駐車場及び駐車場の入庫時間、休業日の設定に関し適切な提案がなされているか | 15 | 13 | 15 |
| | | | 20 | 自転車等駐車場及び駐車場の利用許可の手續きに関する提案は適切か | 15 | 13 | 15 |
| | | | 20 | 自転車等駐車場及び駐車場に対する苦情の対応や利用者の意見・要望が反映されるような的確な提案になっているか | 15 | 13 | 14 |
| | | | 20 | 高齢者・障がい者、バイクや自転車(子どもを乗せるために大きな後ろかごを装着しているものなど)の利用者に対する対応は適切か | 14 | 14 | 13 |
| | | | 20 | 個人情報の取組みは適切か | 14 | 12 | 13 |
| | | | 20 | 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られる提案内容か | 13 | 12 | 15 |
| 3 事業計画書等 の内容が自転車 等駐車場及び 駐車場の効用 を最大限に発 揮するととも に、管理経費 の縮減が図ら れるものである こと | (3)事業運営等にか かる方針等について | 120 | 20 | 事業の実施に関する事業計画の提案内容は自由な発想に基づく創意工夫が見られるか、また、具体的な内容であるか | 15 | 16 | 13 |
| | | | 40 | 利用率向上への取組に創意工夫して提案しているか | 24 | 28 | 24 |
| | | | 20 | 施設のもつ機能を活用した事業計画となっているか | 13 | 14 | 14 |
| | | | 20 | 職員研修計画の提案内容には、サービス向上を図るための事項が適切に提案されているか | 15 | 14 | 15 |
| | | | 20 | 防犯・防災及び安全対策など緊急時における対応内容は適切か | 13 | 15 | 15 |
| | (4)施設の維持管理 内容について | 40 | 20 | 施設維持管理に対する提案は、業務の一部を委託する場合も含め、市の業務の基準に沿った適切な内容となっているか | 14 | 13 | 15 |
| | | | 20 | 備品管理業務及び施設等の修繕業務は適切な提案内容となっているか | 14 | 14 | 15 |
| | (5)経費縮減への配 慮や収支計画 の適格性につ いて | 120 | 20 | 収支計画書と事業計画書の整合性はあるか | 15 | 14 | 15 |
| | | | 20 | 収支計画の実現の可能性はあるか | 15 | 15 | 15 |
| | | | 40 | 経費が縮減されるとともに利用者の増加を図るための具体的な提案になっているか | 26 | 24 | 22 |
| 40 | | | 提案されている管理運営費は妥当か | 29 | 24 | 22 | |
| 4 自転車等駐 車場及び駐 車場の管理 を安定して 行う能力を有 していること | (6)安定的な管理運 営が可能となる 人的配置につ いて | 80 | 40 | 職員の人選の考え方、確保の方策は適切か 専門知識や経験を考慮した配置は適切か | 24 | 26 | 31 |
| | | | 40 | ローテーション、職員配置が適切に確保されているか | 20 | 24 | 31 |
| | (7)申請団体の経済 的基盤の安定 について | 80 | 40 | 応募者の財務状況に問題はないか | 24 | 24 | 29 |
| | | | 40 | 応募者の運営や経営の状況は良好か | 22 | 24 | 29 |
| | (8)申請団体の実績 について | 60 | 40 | 他の自転車等駐車場及び駐車場、又は類似施設を管理運営した経験を有しているか、若しくは現在管理運営しているか | 29 | 24 | 28 |
| | | | 20 | 宝塚市における活動状況はあるか | 15 | 11 | 15 |
| | (9)リスク管理につ いて | 40 | 20 | 第三者への賠償や対応の考え方は適切か | 13 | 14 | 14 |
| | | | 20 | リスク管理に対する保険の加入計画は適切か | 14 | 14 | 14 |
| | 5 総合的視点等 | (10)高齢者及び障 がい者等の雇 用に対する積 極性について | 60 | 60 | 高齢者及び障がい者等の雇用に対して積極的な姿勢があるか | 41 | 41 |
| (11)プレゼンテー ションにつ いて | | 80 | 60 | 熱意・意欲・創意工夫(例:自動管理機器の導入等による新たな駐車場管理方法等)が伝わるプレゼンテーションを行っていたか | 38 | 41 | 35 |
| | | | 20 | 書類記載内容とプレゼンテーション内容に不整合がなく適切な受け答えであったか | 15 | 12 | 13 |
| 審査結果 | 880 | 評価点総合計 | | 592 | 581 | 619 | |
| | | 1位の判定をした委員数 | 得点率(880点満点) | 2 | 67% | 1 | 66% |

指定管理者候補者に係る選定審査表

【申請団体：ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体】

| 選定基準 | | 配点 | 着目点 | 委員 1 | 委員 2 | 委員 3 | 委員 4 | 委員 5 | 総合計 |
|---|--|------------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 選定基準 | 評価項目 | | | | | | | | |
| 1 自転車等駐 車場及び駐 車場の設 置目的が達 成されるも のであるこ と | (1)施設設置目的の 理解・取り組み意欲 等について | 20 | 5 応募動機が的確であるか | 3 | 4 | 5 | 3 | | 15 |
| | | | 5 施設の管理・運営を行う熱意・意欲はあるか | 4 | 4 | 5 | 3 | | 16 |
| | | | 5 施設の設置目的・役割・位置づけを理解しているか | 4 | 3 | 5 | 3 | | 15 |
| | | | 5 基本理念が施設の管理・運営を行う上での指針となるものであるか | 4 | 4 | 5 | 3 | | 16 |
| 2 利用対象者の 平等な利用を 確保できるも のであるこ と | (2)市民の利用し やすさや平等な利用 等への配慮につ いて | 30 | 5 自転車等駐車場及び駐車場の入出庫時間、休業日の設定に関し適切な提案がなされているか | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | | | 5 自転車等駐車場及び駐車場の利用許可の手續きに関する提案は適切か | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | | | 5 自転車等駐車場及び駐車場に対する苦情の対応や利用者の意見・要望が反映されるような的確な提案になっているか | 3 | 4 | 4 | 3 | | 14 |
| | | | 5 高齢者・障がい者、バイクや自転車(子どもを乗せるために大きな後ろかごを装着しているものなど)の利用者に対する対応は適切か | 3 | 3 | 4 | 3 | | 13 |
| | | | 5 個人情報の取組みは適切か | 3 | 3 | 4 | 3 | | 13 |
| | | | 5 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られる提案内容か | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| 3 事業計画書等 の内容が自転車 等駐車場及び 駐車場の効用 を最大限に発 揮するととも に、管理経費 の縮減が図ら れるものでは あること | (3)事業運営等にか かる方針等につ いて | 30 | 5 事業の実施に関する事業計画の提案内容は自由な発想に基づく創意工夫が見られるか、また、具体的な内容であるか | 3 | 3 | 4 | 3 | | 13 |
| | | | 10 利用率向上への取組に創意工夫して提案しているか | 5 | 5 | 7 | 7 | | 24 |
| | | | 5 施設のもつ機能を活用した事業計画となっているか | 4 | 3 | 4 | 3 | | 14 |
| | | | 5 職員研修計画の提案内容には、サービス向上を図るための事項が適切に提案されているか | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | | | 5 防犯・防災及び安全対策など緊急時における対応内容は適切か | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | (4)施設の維持管理 内容について | 10 | 5 施設維持管理に対する提案は、業務の一部を委託する場合も含め、市の業務の基準に沿った適切な内容となっているか | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | | | 5 備品管理業務及び施設等の修繕業務は適切な提案内容となっているか | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | (5)経費縮減への配 慮や収支計画 の適格性につ いて | 30 | 5 収支計画書と事業計画書の整合性はあるか | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | | | 5 収支計画の実現の可能性はあるか | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| | | | 10 経費が縮減されるとともに利用者の増加を図るための具体的な提案になっているか | 5 | 5 | 7 | 5 | | 22 |
| 10 提案されている管理運営費は妥当か | | | 5 | 5 | 7 | 5 | | 22 | |
| 4 自転車等駐 車場及び駐 車場の管理 を安定して 行う能力を有 していること | (6)安定的な管理運 営が可能となる 人的配置につ いて | 20 | 10 職員の人選の考え方、確保の方策は適切か 専門知識や経験を考慮した配置は適切か | 7 | 7 | 10 | 7 | | 31 |
| | | | 10 ローテーション、職員配置が適切に確保されているか | 7 | 7 | 10 | 7 | | 31 |
| | (7)申請団体の経済 的基盤の安定 について | 20 | 10 応募者の財務状況に問題はないか | 7 | 7 | 10 | 5 | | 29 |
| | | | 10 応募者の運営や経営の状況は良好か | 7 | 7 | 10 | 5 | | 29 |
| | (8)申請団体の実績 について | 15 | 10 他の自転車等駐車場及び駐車場、又は類似施設を管理運営した経験を有しているか、若しくは現在管理運営しているか | 7 | 7 | 7 | 7 | | 28 |
| | | | 5 宝塚市における活動状況はあるか | 4 | 4 | 4 | 3 | | 15 |
| (9)リスク管理につ いて | 10 | 5 第三者への賠償や対応の考え方は適切か | 4 | 3 | 4 | 3 | | 14 | |
| | | 5 リスク管理に対する保険の加入計画は適切か | 4 | 3 | 4 | 3 | | 14 | |
| 5 総合的視点等 | (10)高齢者及び障 がい者等の雇 用に対する積 極性につ いて | 15 | 15 高齢者及び障がい者等の雇用に対して積極的な姿勢があるか | 15 | 11 | 11 | 11 | | 48 |
| | (11)プレゼンテー ションにつ いて | 20 | 15 熱意・意欲・創意工夫(例:自動管理機器の導入等による新たな駐車場管理方法等)が伝わるプレゼンテーションを行っていたか | 8 | 8 | 8 | 11 | | 35 |
| | | | 5 書類記載内容とプレゼンテーション内容に不整合がなく適切な受け答えであったか | 4 | 3 | 3 | 3 | | 13 |
| 評価点合計 | | 220 | | 156 | 149 | 178 | 136 | | 619 |

第 2 回自転車駐車場等指定管理者選定委員会（臨時会）の開催について

1 開催日時・場所・議題

令和 3 年（2021 年）7 月 7 日（水）14 時 30 分～ 市役所 3-3 会議室

議題：「委員が自転車駐車場で独自に調査した事案について」

2 事案概要

令和 3 年（2021 年）6 月 29 日（火）午前 9 時頃、委員の一人が独自に、申請団体である現指定管理者が管理している J R 中山寺駅南自転車駐車場において、今回の選定に係る提案内容を事前に確認するため、駐車場の現場職員から聞取調査を行おうとした事案

3 事務局意見

これまで本市には同様の事案が無かったため、顧問弁護士に相談したところ、「直接施設に足を運んで、施設の状況を確認することは構わないが、選定委員の氏名などの情報は公表されておらず、その趣旨を考慮すれば、委員としての身分を明かして事前に申請団体と接触する行為には問題があると言わざるを得ない。情報を漏洩する目的があったとの誹りを受ける可能性もある。公正な選定過程が担保されるのかという疑いが払拭できないため、当該委員には選定から外れてもらうことが適当ではないか」との意見を得た。

4 審議結果

今般事案については、提案内容に関する情報のやり取りなど審査に影響を与える事実は認められないが、公正な選定を担保するため、委員会の総意として、当該委員を除く 4 名の委員で選考審査を行うこととする。

当該委員の提案内容に関する疑義については、事前に委員長が当該委員から聞き取りを行い、当該委員に代わって質疑を行う。

なお、事務局に対しては、選定委員会に関する規定に、申請団体との接触禁止など委員の責務を明文化する必要がある、委員にもその責務について事前説明すべきであったとの意見があった。

(様式第 8 号の 1)

指定申請書兼委任状 (共同事業体用)

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の指定管理者として指定を受けたいので、宝塚市との間における以下の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該施設の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は当該施設の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

令和 3 年 6 月 21 日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

| | |
|---------------------|--|
| 共同事業体の名称 | ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体 |
| 共同事業体の代表者 | 所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋 2 丁目 1 番 4 3 号 商号等 ミディ総合管理株式会社 職・氏名 代表取締役社長 則竹 博安 印 |
| 共同事業体の構成団体 (委任者) | 所在地 兵庫県宝塚市小浜 2 丁目 1 番 1 号 商号等 公益社団法人宝塚市シルバー人材センター 職・氏名 理事長 木本 丈志 印 |
| | 所在地 商号等 職・氏名 印 |
| | 所在地 商号等 職・氏名 印 |
| 委任事項 | 1 指定管理者の指定の申請に関する事項 2 協定締結に関する事項 3 経費の請求受領に関する事項 4 当共同事業体に属する財産の管理に関する事項 |
| 委任期間 | 令和 3 年 6 月 21 日から当該指定管理者の指定終了後、事務引継が完了するまで。ただし、当共同事業体が当該施設の指定管理者とならなかった場合は、直ちに解散します。また、当共同事業体の構成団体を変更する場合は、事前に宝塚市の承認がなければこれを行うことができないものとします。 |
| その他 | 1 本申請書に基づく権利義務は、他人に譲渡しません。 2 本申請書に定めのない事項は、構成団体全員により協議することとする。 |

※ 共同事業体として申請する場合は、以下の事項に留意して申請を行ってください

- ・ 代表する団体が申請を行うこと。
- ・ 申請後の連絡及び選定後の市との協議は、代表する団体を中心となり行うこと。
- ・ 募集要項に記載されている9 応募の手続き (1) 提出書類の (エ～サ) については、構成する団体それぞれについて提出すること。
- ・ 「指定申請書兼委任状 (共同事業体用)」及び「共同事業体を構成する団体間の取決事項や責任割合等を明記した書類 (共同事業体協定書等)」を申請書類と合わせて提出すること。(1部)
- ・ 申請者の資格は、構成する団体全てが満たしていること。
- ・ 構成する団体が単独又は他の共同事業体の構成員として別に申請をすることはできません。

(様式第8号の3)

出資割合を定めない場合

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、「宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場（以下「当該施設」という。）」の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目1番37号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、令和3年6月21日に成立し、当該業務の指定期間の満了後6ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成団体の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成団体は、次のとおりとする。

所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
商号又は名称 ミディ総合管理株式会社
代表者 代表取締役社長 則竹 博安

所在地 宝塚市小浜2丁目1番1号
商号又は名称 公益社団法人宝塚市シルバー人材センター
代表者 理事長 木本 丈志

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、ミディ総合管理株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、宝塚市と折衝する権限並びに自己の名義をもって指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該

(様式第8号の3)

出資割合を定めない場合

業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請事業の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理業務の履行に当たるものとする。

(構成団体の職務分担及び責任)

第9条 各構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、別表の職務分担表に基づき分担するとともに、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、三菱UFJ銀行阿倍野橋西支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、業務の履行の年度(4月1日～翌3月31日)又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 当事業体は、決算の結果利益を生じた場合は、あらかじめ構成団体間で定めた取り決めにより構成団体に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、あらかじめ構成団体間で定めた取り決めにより構成団体が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成団体の脱退に対する措置)

第15条 構成団体は、全ての構成団体及び宝塚市の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成団体のうち当該業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。ただし、代表者が脱退した場合は、宝塚市指定管理者制度取扱基準による手続きを経るものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成団体には利益の配分を行わない。

(構成団体の除名)

第16条 当事業体は、構成団体いずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る事由を生じさせた場合においては、他の構成団体全員及び宝塚市の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(様式第8号の3)

出資割合を定めない場合

(業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成団体のいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項の規定を準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、第8条に規定する運営委員会において定めるものとする。

上記のとおりミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、1通を宝塚市に提出するものとする。

令和3年6月21日

共同事業体の名称 ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体

代表者 (所在地) 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
(商号又は名称) ミディ総合管理株式会社
(代表者職氏名) 代表取締役社長 則竹 博安

構成団体 (所在地) 宝塚市小浜2丁目1番1号
(商号又は名称) 公益社団法人宝塚市シルバー人材センター
(代表者職氏名) 理事長 木本 丈志

(様式第 8 号の 3)

出資割合を定めない場合

別表

共同事業体の業務分担表

| 構成団体名 | 指定管理業務の分担 |
|-------------------------------|---|
| ミディ総合管理株式会社 (代表者・受任者) | 1 当該施設の統括及び管理運営全般に関すること 2 当該施設の事業の企画運営に関すること 3 当該施設の建物設備の保守管理に関すること 4 当該施設の事業の要員確保に関すること |
| 公益社団法人宝塚市シルバー人材センター (構成団体) | 1 当該施設の管理運営に関すること 2 当該施設の要員確保に関すること |

注1 上記「業務の分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注2 代表者の「指定管理業務の分担の割合」については、他の構成団体より大きいこと。

注3 本協定書第8条第2項の定めるところにより、上記業務分担表は、全ての構成団体及び宝塚市の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

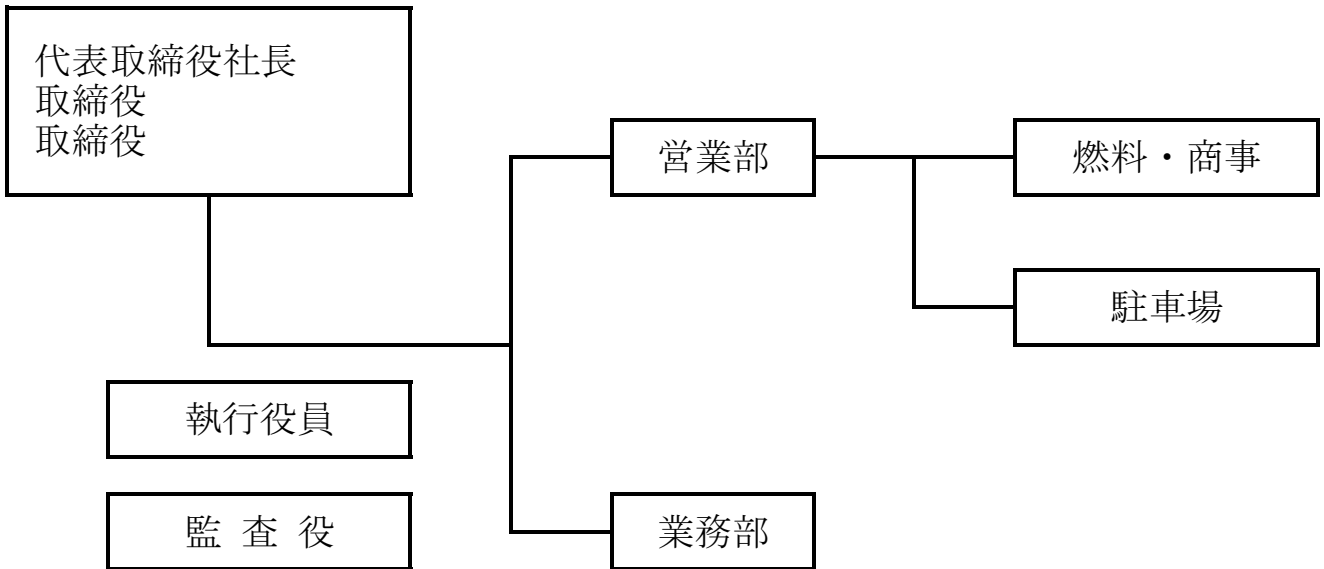
法人等の活動概要

令和 3 年 6 月 21 日現在

| 項 目 | | 内 容 | | | |
|----------|---------------------|---|---------|----|--------|
| 法人等名称 | | ミディ総合管理株式会社 | | | |
| 代表者役職・氏名 | | 役職名 | 代表取締役社長 | 氏名 | 則竹 博安 |
| 所在地 | | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 | | | |
| 設立年月日 | | 平成14年 3月 1日 | | | |
| 資本金（千円） | | 90,000 | | | |
| 会計年度 | | 4月 1日～ 3月 31日 | | | |
| 役員構成・氏名 | | 役職名 | 代表取締役社長 | 氏名 | 則竹 博安 |
| | | 役職名 | 常務取締役 | 氏名 | 石原 浩一郎 |
| | | 役職名 | 取締役 | 氏名 | 内藤 博行 |
| | | 役職名 | 監査役 | 氏名 | 砂川 敦 |
| | | 役職名 | 監査役 | 氏名 | 成川 直也 |
| | | | | | |
| 従業員数 | 従業員総数 | | | | 42人 |
| | うち 有資格者の 保有状況 | 有資格者の種類、経歴等 | | | 人数 |
| | | 防災管理者 | | | 1人 |
| | | 防火管理者 | | | 4人 |
| 経営理念及び方針 | | ミディ総合管理株式会社の役員および社員は、経営方針に基づき、法令、社内規則はもとより、社会規範を尊重し、良識ある事業運営を心がけ、企業の社会的責任を果たすため、以下の行動指針に則って日常業務を遂行する。 | | | |
| 沿革 | | <p>昭和47年 3月 丸物フードサービス株式会社設立 （資本金1,000万円）</p> <p>昭和51年 2月 資本金2,500万円に増資</p> <p>昭和52年 5月 社名を「株式会社丸物」に商号変更</p> <p>平成 8年 3月 社名を「株式会社ミディ」に商号変更</p> <p>平成14年 1月 定款を総合ビルメンテナンス業に変更 本店所在地を大阪市に変更</p> <p>平成14年 5月 社名を「ミディ総合管理株式会社」に商号変更</p> <p>平成15年 2月 資本金9,000万円に増資</p> <p>平成17年 9月 鉱油販売事業開始</p> <p>平成22年 9月 当社100%子会社「日本パーキングサービス （株）」設立</p> <p>平成25年 3月 兵庫事業所開設</p> <p>平成25年 7月 近畿日本鉄道株式会社を株主とする 近鉄ファシリティ・マネジメントホールディング ス株式会社の子会社となる</p> | | | |

| | |
|---------|--|
| | 令和 3年 1月 ビルメンテナンス事業を近鉄ビルサービス株式会社と経営統合 |
| 組織図 | ※組織図を添付のこと |
| 目的 | 駐車場の経営及び運営・管理 石油精製品、液化石油ガス、圧縮ガス、液化ガスおよび毒物、劇物の販売 自動車部分品、自動車用品およびその修理用、輸送用機械器具ならびに油脂類の販売 |
| 事業内容 | 駐車場の管理運営、鉱油等の販売 |
| その他特記事項 | |

組織図



令和3年8月2日

宝塚市長 様

大~~阪市阿倍野区~~阿倍野筋一丁目1番43号
ミ~~ネ~~総合管理株式会社
代表取締役社長 石原 浩一郎

指定申請書記載事項変更届

令和3年6月21日に提出しました、宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者指定申請書の記載事項が以下のとおり変更になりましたので、お届けいたします。

| | 変更後 | 変更前 |
|----------|--|---|
| 代表者職氏名 | 代表取締役社長 石原 浩一郎 | 代表取締役社長 則竹 博安 |
| 登記所在地 | 変更なし | 〒545-8545 大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目1番43号 |
| (営業上所在地) | 〒542-0076 大阪市難波二丁目2番3号 御堂筋グランドビル9階 | 〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目 1番37号 東陽ビル5階 |
| 電話番号 | 06-7633-8300 | 06-6625-5566 |

法人等の活動概要

令和3年6月21日現在

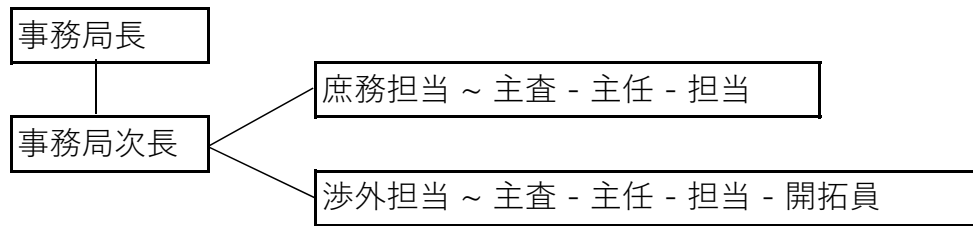
| 項 目 | | 内 容 | | | |
|-------------|---------------------|--|------|----|--------|
| 法人等名称 | | 公益社団法人 宝塚市シルバー人材センター | | | |
| 代表者役職・氏名 | | 役職名 | 理事長 | 氏名 | 木本 丈志 |
| 所在地 | | 兵庫県宝塚市小浜2丁目1番1号 | | | |
| 設立年月日 | | 昭和57年10月1日 | | | |
| 資本金(千円) | | 無し | | | |
| 会計年度 | | 当年4月1日～翌年3月31日 | | | |
| 役員構成・氏名 | | 役職名 | 理事長 | 氏名 | 木本 丈志 |
| | | 役職名 | 常務理事 | 氏名 | 塩崎 美和子 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 在本 茂 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 藤後 勝 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 竹内 英子 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 仲田 加代子 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 福永 孝雄 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 上野 照夫 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 高屋舗 純子 |
| | | 役職名 | 理事 | 氏名 | 大門 健一 |
| | | 役職名 | 監事 | 氏名 | 井手 義明 |
| | | 役職名 | 監事 | 氏名 | 山形 静夫 |
| 従業員数 | 従業員総数 | (職員) 11人 (会員) 860人 令和3年5月31日現在 | | | |
| | うち 有資格者の 保有状況 | 有資格者の種類、経歴等 | | | 人 数 |
| | | 職業紹介責任者 | | | 5人 |
| | | 派遣元責任者 | | | 5人 |
| 危険物取扱免状乙種4類 | | | 1人 | | |
| 経営理念及び方針 | | <p>シルバー事業の理念は、「自主・自立、共働・共助」という言葉で端的に言い表されていますが、我が国の急速な人口高齢化の中で発想された新しい就業システムです。</p> <p>それは高齢のため現役をリタイヤした方々等が、主に雇用関係ではない何らかの就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域生活に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を組織的に把握して提供する、高齢者の自主的な団体です。</p> | | | |

| | |
|----|--|
| | <p>したがって、この事業は次のような理念の下に運営されています。</p> <p>まず第一に、地域の高齢者が、自主的にその生活している地域を単位に連帯して、共に働き、共に助け合っていくことを目指しています。</p> <p>第二には、高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会活性化に繋げていきます。</p> <p>第三には、働く意欲と能力を持った高齢者であれば誰にでも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。</p> |
| 沿革 | <p>昭和57年9月1日 宝塚市シルバー人材センター設立総会を開催 会員数184名</p> <p>昭和57年10月1日 兵庫県知事へ公益法人許可申請提出認可 事務所を宝塚市小林3丁目5番23号に開設 契約金額 11,274,644円</p> <p>昭和61年 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づくシルバー人材センターの指定を受ける。</p> <p>平成4年 設立10周年記念式典を開催 この年の会員数 520人 契約金額 351,325,743円</p> <p>平成6年 都市づくりの功勞により、宝塚市長から感謝状授与 高齢者能力活用の功勞により、兵庫県知事から表彰授与 宝塚市シルバー人材センター親睦会を設立</p> <p>平成7年 阪神大震災により事務所に損害を受ける。 災害復旧支援活動に会員参加。道路に飛散したガレキ等の撤去作業に従事する。 従事延べ会員数 290名 動員延べ車両数 88台</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>宝塚市小浜2丁目1番1号（現在地）に事務所移転</p> <p>平成8年 宝塚市のゴミ減量計画に賛同し、家庭用生ゴミ処理剤（EMボカシ）の製造販売を開始。</p> <p>平成11年 交通安全運動への功勞により、兵庫県知事から安全功勞感謝状授与。</p> <p>平成12年 安全就業優良の功績により、全国シルバー人材センター協会より表彰状授与。</p> <p>平成14年度 設立20周年記念誌の発行 この年の会員数 1,196人 契約金額 562,184,187円</p> <p>平成18年度 交通安全活動への功勞により、兵庫県知事から安全功勞感謝状授与。</p> <p>平成21年度 宝塚市から市立自転車等駐車場管理の指定管理者として指定を受ける。</p> <p>平成24年3月19日 兵庫県知事より公益社団法人として認定を受ける。 公益社団法人宝塚市シルバー人材センターに名称変更。</p> <p>平成24年度 設立30周年記念誌の発行 この年の会員数 1,216人 契約金額 535,029,239円</p> <p>平成27年度 交通安全活動への功勞により、宝塚警察署長から感謝状授与</p> <p>平成27年度 この年の会員数 1,175人 契約金額 555,196,935円</p> <p>平成29年 交通安全運動への功勞により、兵庫県知事から安全功勞感謝状授与。</p> |
|--|--|

| | |
|---------|---|
| 組織図 | ※別紙のとおり |
| 目的 | <p>この法人は、定年退職者等の高齢退職者（以下、高齢者という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。</p> |
| 事業内容 | <p>この法人は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供 (2) 高齢者の就業に関する調査及び研究 (3) 高齢者に対する就業相談の実施 (4) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用ものを除く。）の機会の確保及び提供 (5) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施 (6) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| その他特記事項 | |

組織図



○宝塚市立武田尾駅前駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に駐車場の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 使用対象者の平等な使用を確保できること。
 - (2) 事業計画書等の内容が駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立宝塚駅前駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第13条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に駐車場の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 使用対象者の平等な使用を確保できること。
 - (2) 事業計画書等の内容が駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立自転車等駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に駐車場の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 使用対象者の平等な使用を確保できること。

(2) 事業計画書等の内容が駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。